

「日比谷中田 M&A ニュースレター Vol. 8 (2019年2月号)」をお送りします。

--- 目次 ---

1. お知らせ
2. 当事務所の最近の関与案件
3. 最新トピック「内部通報制度認証制度は日本企業にどのようなメリットをもたらすか - ESG 経営と、海外当局に対する防御の観点から - (文責 井上 俊介)」

1. お知らせ

- 2019年1月1日付で、副田達也弁護士(59期)がパートナーに就任致しました。
- 2019年1月7日付で、中井直子弁護士(71期)がアソシエイトとして入所致しました。
- 当事務所の弁護士によるセミナー情報をご案内します。
 - ◆ テーマ:「事例から学ぶ海外 M&A と海外子会社管理を成功に導くマネジメントのノウハウ」
 - 講師: 森幹晴 弁護士
 - 日時: 2019年2月26日(火)午後3時00分~午後5時00分
 - 会場: 日本機械輸出組合 第一会議室(機械振興会館4階)
(東京都港区芝公園3-5-8)
<http://www.jmcti.org/jmchomepage/semminar/plant/190226.pdf>
*日本機械輸出組合の会員のみ参加申込可能
(会員以外でご参加希望の方は、若干の講師枠がございますので、下記お問い合わせ先までご連絡ください。)
 - ◆ テーマ:「事例から学ぶ海外 M&A を成功に導くディールマネジメントのノウハウ」
 - 講師: 森幹晴 弁護士
 - 日時: 2019年3月8日(金)午後2時00分~午後4時00分
 - 会場: 日本機械輸出組合大阪支部 会議室
(大阪府中央区南本町3-6-14イトウビル3階)
<http://www.jmcti.org/jmchomepage/shoukai/shozaichi/index.htm#osaka>
*日本機械輸出組合の会員のみ参加申込可能
(会員以外でご参加希望の方は、若干の講師枠がございますので、下記お問い合わせ先までご連絡ください。)

2. 当事務所の最近の関与案件

当事務所が関与した最近の主な M&A 案件をご紹介します。

- 株式会社三井住友銀行によるインドネシア・PT Bank Tabungan Pensiunan Nasional Tbk の株式追加取得及びインドネシア三井住友銀行との合併について、山田広毅、井上俊介の各弁護士が株式会社三井住友銀行のカウンセラーを務めました。
https://www.smfj.co.jp/news/j110188_01.html
- トヨタ自動車株式会社とパナソニック株式会社による車載用角型電池事業に関する合弁会社の設立について、山田広毅、副田達也、井上俊介、飯島進の各弁護士がトヨタ自動車株式会社のカウンセラーを務めました。

<https://newsroom.toyota.co.jp/corporate/26302570.html>

- 株式会社マンダムによるマレーシアを中心に女性向けメイクアップブランドなどを展開する ACG INTERNATIONAL SDN. BHD. の買収について、森幹晴、副田達也、飯島進の各弁護士が株式会社マンダムのカウンセラーを務めました。
<https://www.mandom.co.jp/release/2018/src/2018112201.pdf>
- 旭化成ホームズ株式会社によるアメリカの Erickson Framing Operations LLC の買収について、中田順夫、村田晴香の各弁護士が旭化成ホームズ株式会社のカウンセラーを務めました。
<https://www.asahi-kasei.co.jp/asahi/jp/news/2018/ho181105.html>
- 株式会社アラン・プロダクツによる株式会社ラップスの株式取得（子会社化）について、山田広毅、井上俊介の各弁護士が株式会社アラン・プロダクツのカウンセラーを務めました。
https://united.jp/cms/wp-content/uploads/2018/10/20181031_united_rp.pdf
- 栗田工業株式会社による米国で精密洗浄事業を展開する Pentagon Technologies Group, Inc. の 25% 株式を取得する株式譲渡契約締結について、森幹晴、井上俊介の各弁護士が栗田工業株式会社のカウンセラーを務めました。
<http://www.kurita.co.jp/aboutus/press181016.html>

現在継続中の M&A/JV 案件として、アメリカ 6 件、イギリス 2 件、ドイツ 2 件、イタリア 1 件、カナダ 1 件、オーストラリア 1 件、中国 1 件、インド 2 件、インドネシア 3 件、シンガポール 2 件、マレーシア 2 件、フィリピン 1 件、ベトナム 1 件、イスラエル 1 件、バングラデシュ 1 件、トルコ 1 件、バミューダ 1 件、国内 13 件 など、多数進行中です。

3. 最新トピック「内部通報制度認証制度は日本企業にどのようなメリットをもたらすか - ESG 経営と、海外当局に対する防御の観点から - (文責 井上 俊介)」

1. はじめに

NBL1138 号（2019 年 1 月 15 日）に、「内部通報制度認証制度は日本企業にどのようなメリットをもたらすか - ESG 経営と、海外当局に対する防御の観点から - 」というタイトルで、今般導入される内部通報制度認証制度（WCMS 認証制度）に関する考察を寄稿いたしました。今回のニュースレターでは論考のうち、重要なポイントに絞ってわかりやすくお伝えできればと思います。

消費者庁が公表している審査基準案によれば、企業が WCMS 認証を受けるためのハードルは低くないようです。しかし、WCMS 認証には、日本企業の喫緊の課題であるコンプライアンス体制の改善だけでなく、近時注目されている ESG 投資の観点から、企業の ESG 課題に対する積極的な対応を国内外の投資家等のステークホルダーにアピールする効果や、万が一、不正行為が発覚し海外当局の調査を受けた場合に、企業の責任を軽減させる効果も期待できるように思われます。

2. ESG 経営との関係

現在、いわゆる ESG（環境・社会・ガバナンス）投資の規模は世界で 2500 兆円を越し、世界の投資の 4 分の 1 を占めるとも言われています。こうした事情を背景に、ESG を重視する投資家からの企業のコンプライアンスに対する視線はますます厳しくなっています。したがって、企業としては ESG に配慮した経営、すなわち ESG 経営が求められるところです。内部体制制度をはじめとするコンプライアンス体制の構築は、ESG のうち特に G（ガバナンス）の一環として捉えられることが多かったように思われますが、例えば、廃棄物処理等は ESG のうち E（環境）の問題、労働環境の改善等は S（社会）の問題と考えることもできます。コンプライアンスの問題は、ESG のすべての要素に影響を与えるものだと

言えます。したがって、内部通報制度を実質化し、その実効性を高めることは、まさに、企業の ESG 課題の発見、管理、解決に資すると考えられます。WCMS 認証を取得し、WCMS マークの利用などを通じて、この事実を外部に積極的にアピールすることができれば、ESG を重視する国内外の投資家からの投資を呼び込むことができる可能性があります。

3. 海外当局に対する防御との関係

米国量刑ガイドラインでは、企業が「効果的なコンプライアンス・倫理プログラム」を有していることを減刑事由として定めています。同ガイドラインに基づく減刑を受けることは容易ではありませんが、WCMS 認証が、日本国政府が定める厳格な基準を満たした内部通報制度を有する企業にのみ付与されるものだとすれば、WCMS 認証を受けている事実は、「効果的なコンプライアンス・倫理プログラム」による減刑を求めらるうえで有利に働く可能性があります。

また、競争法についても、米国で競争法違反を問われた企業が、将来の違法行為再発を予防するために新たなコンプライアンス・プログラムを採用したことを理由の一つとして、制裁金の減額が認められた事例が公表されています。また、WCMS 認証による内部通報制度の実効化により法令違反行為を早期に発見することができれば、リニエンシー制度の適用を受けることができる可能性が高まると考えられます。

さらに、贈賄規制に関しても、米国海外腐敗行為防止法 (FCPA) の運用ガイドラインでは、たとえ FCPA 違反が発覚した場合でも、企業が効果的なコンプライアンス・プログラムを構築していることを理由に責任を追及しない場合がありうると述べられており、実際に効果的なコンプライアンス・プログラムの存在を理由の一つとして、罪を免れた事例も存在します。同様に、英国賄賂法では、企業の関係者が、企業のために贈賄行為を行った場合に、かかる行為を防止しなかったことについてその企業が刑事責任を負うものとされていますが、その企業が贈賄を防止するための「適切な手続き (adequate procedures)」を導入していたことを企業が証明できた場合は免責されるものとされており、適切な内部通報制度の構築がこうした適切な手続きの一つとして挙げられています。企業が WCMS 認証を受けている事実は、これらの法令違反を問われた場合に、自社の内部通報制度の実効性を主張し、減刑を得る手段として活用できるかもしれません。

もっとも、当然ながら、以上述べてきたような責任の減免を求めていくためには、WCMS 認証だけでなく、適用のある海外の法令の内容について担当者が十分な知識を持っている必要があると思われれます。

4. まとめ

本稿の雑誌掲載後に、WCMS 制度のうち、自己適合宣言登録制度の登録申請が 2 月以降に開始されることが公表されました。今後、WCMS 認証がどのように運用され、企業にどの程度普及するか、注目されるところです。

以上

日比谷中田法律事務所

■ 本メールは、日比谷中田法律事務所所属の弁護士が名刺交換をさせていただいた方々、もしくは同事務所所属の弁護士が講師を務めたセミナーにお申込みいただいた方々へお送りしております。

■ 配信停止、新規配信のお申し込みはこちら
newsletter@hibiya-nakata.com

■ お問い合わせ先

日比谷中田法律事務所

◆中田 順夫 代表パートナー 弁護士

Tel: 03-5532-3110 (直通)

E-mail: nobuo.nakata@hibiya-nakata.com

◆森 幹晴 パートナー 弁護士

Tel: 03-5532-3120 (直通)

E-mail: mikiharu.mori@hibiya-nakata.com

〒100-0011

東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル 22 階

<http://hibiya-nakata.com/>

※本ニュースレターは、クライアントの皆様への一般的な情報提供を目的とするもので、法的アドバイスを提供するものではありません。個別案件については当事務所の弁護士までご相談ください。